

公認審判員資格登録継続のための更新手続受付期間の改定に関する 移行期間一覧表

2017. 4. 11

改定前	各級の更新手続可能期間は、審判資格の有効期間が年度末（3月末）に切れて、その後の1年間
改定後	各級の更新手続可能期間は、審判資格の有効期間が年度末（3月末）に切れる、以前の1年間

（移行措置期間） 平成31年3月31日（平成30年度末）までは、改定された更新手続期間を過ぎた場合でも、その後の1年間は遅延理由書を付した手続きは受け付ける。

